特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	小城市 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における 保護の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和7年3月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に定める助産施設における助産の実施及び同法第23条に 定める母子生活支援施設における保護の実施 (助産施設に関する事務) ・入所決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 (母子生活支援施設に関する事務) ・入所調整及び決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル:	名
助産施設情報ファイル、母子生	三活支援施設情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項別表 10の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第9条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 18の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	社会福祉課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	社会福祉課 TEL(0952-37-6107)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
· 演田 □ 1- 押由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	/年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		年1月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない情報提供ネットワークとの接続については、必要な情報のみを受けることとしているため、不要な入手が行われることはない。その他、特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットや書店ですることを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの「十分である」と考えられる。				

9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[O]内部監査 []外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	^S
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評	価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクインで不正に使用されるリスクへの対策な使用等のリスクへの対策であれるリスクへの対策であれるリスクへの対策であまか情報提供ネットワークシステムでシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対い・滅失・毀損リスクへの対策	を通じた提供を除く。) 対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ を行っている。	4閲覧等が可能となるよう、ユーザー承認の管理及び、	アクセス制限の管理

変更箇所

	文文四/	71				
1 (1) 番号法第19条第1号 1 (1) 番号法第19条第1号 1 (1) 番号法第19条第1号 1 (1) 番号法第19条第1項 1 (1) 番号法第19条第1項 1 (1) 番号法第19条第1項 1 (1) 番号法第19条第8号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 2 (1) 番号法第19条第8号 1 (2) 番号法第19条第8号 1 (2) 番号法第19条第8号 1 (2) 番号法第19条第8号 1 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 2 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省の第2条 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (3) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (3) 番号法第19条第19条第8号 (3) 番号法第19条第8号 (3) 番号法第19条第19条第8号 (3) 番号法第19条第19条第8号 (3) 番号法第19条第19条第19条第19条第19条第19条第19条第19条第19条第19条				変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1 3 法令上の根拠	令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携	【照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 16の項		事後	
(1)番号法第19条第8号 別表第二 16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条 [提供の根拠] (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項 [提供の根拠] (1)番号法第19条第8号 別表第二 18の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 16の項 (2)番号法第19条第8号 別表第二 18の項 (2)音号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の系 20の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の系 20の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務者令 200項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務者令 200項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務者令 200項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務者令 200項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務者を200項 (2)番号法第19条第8号に基づく200項 (2)卷列 (2)	令和7年3月25日	13 法市上の依拠	めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 9の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	(2)番号法別表の主務省令で定める事務を定	事後	
「〒和/年3月25日 数か 「〒和4年4月1日 時点 「〒和/年1月1日 時点 事体 」	令和7年3月25日	I4② 法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号 別表第二 16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の	(1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 20の項 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 別表第二 18の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和7年3月25日 数が 令和4年4月1日 時点 令和7年1月1日 時点 事後 日本 日本 </td <td></td> <td>米たよい</td> <td> 市和4年4月1日 時点</td> <td>令和7年1月1日 時点</td> <td>事後</td> <td></td>		米たよい	市和4年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
	令和7年3月25日	Ⅱ2 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年4月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
Image: Control of the control of th						